

# 日本国特許庁への日シンガポール特許審査ハイウェイ試行プログラム利用の申出について

## 1. 日本国特許庁への申出方法

日本国特許庁へ日シンガポール間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づいて早期審査の利用を申出する場合には、通常の早期審査の申出と同様に「早期審査・審理ガイドライン」([http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/exe/v3souki/guideline.exe](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/exe/v3souki/guideline.exe))に示される手順に基づいて「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。(当該「早期審査に関する事情説明書」については、「早期審査・早期審理ガイドライン」の27-29ページを参照してください。)

下記①に列挙する要件を満たしている日本国特許庁への出願(当該出願)の場合、下記②に列挙する書類の写しを添付することにより、【早期審査に関する事情説明】における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

### ①日本国特許庁への出願が、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申出を認められる要件

- a. 当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、
- (i) 第1庁出願であるシンガポール出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である(別紙の図A、B、E、F、G及びH参照)、または、
  - (ii) 優先権主張を伴わないPCT出願の日本への国内移行出願である(別紙の図I参照)、または
  - (iii) 優先権主張を伴わないPCT出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願であること(別紙の図J、K及びL参照)。

対応するシンガポール出願が外国ルートで出願されている場合のみ、第1庁と第2庁の要件が除かれます。すなわち、シンガポール出願が所定庁のうち韓国知財庁、英国知財庁又は米国特許商標庁の審査結果を受け入れた場合、シンガポール出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している日本国出願は特許審査ハイウェイの申請をすることができます(別紙の図C' 及びD' 参照)、また、上記所定庁出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している日本国出願は、同じ所定庁出願に基づいて優先権を主張しているシンガポール出願を基礎として特許審査ハイウェイの申請をすることができます(別紙の図C' 及びD' 参照)。

※当該出願が複数のシンガポールまたはPCT出願を優先権の基礎とするもの、または、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の(i)~(iii)に該当するものであれば認められます。

- b. 当該出願に対応するシンガポール出願が存在し、シンガポール知財庁の名の下に行われた実体審査においてシンガポール知財庁により特許可能と判断された請求項、又

はシンガポール特許法で参照される所定庁のうち韓国知財庁、英国知財庁又は米国特許商標庁から受け入れた審査結果に基づき、IPOS により特許可能と判断された請求項を有すること。

出願に含まれる請求項に特許が付与されていなくても、最新の審査報告書 (Examination Report) において特許可能と明確に特定された請求項は、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申出の基礎とすることができます。

c. 特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申出時の当該出願の各請求項が、対応するシンガポール出願についてシンガポール知財庁の名の下に行われた実体審査においてシンガポール知財庁により特許可能と判断された請求項、又はシンガポール特許法で参照される所定庁のうち韓国知財庁、英国知財庁又は米国特許商標庁から受け入れた審査結果に基づき、シンガポール知財庁により特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応しているか十分に対応するように補正されなければならない。

日本国出願の請求項がシンガポール出願の請求項(上記①bのもの)と同一又は類似の範囲を有するか、日本国出願の請求項の範囲がシンガポール出願の請求項の範囲より狭く、差異は翻訳や請求項の形式によるものである場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。たとえば、シンガポール出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。このような請求項は従属項の形で記載されることが推奨されます。

シンガポール知財庁において特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリの請求項は十分対応しているものとみなされません。たとえば、シンガポール出願の特許請求の範囲が製品製造処理の請求項のみを含む場合、日本国出願の特許請求の範囲が、対応する処理の請求項に従属して製品の請求項を追加していると、日本国出願の請求項は十分に対応しているものとみなされません。

シンガポール出願が地元ルート又は混成ルートで出願されている場合、前述の文言「シンガポール知財庁により特許可能と判断された請求項」は、シンガポール知財庁の名の下に作成された審査報告書において特許可能と判断された請求項と解釈されます。明確化のために記しますと、前述の文言で参照されている「請求項」は、審査報告書が作成された後で補正され、そのために審査報告書での審査の対象となっていない請求項を意味することはありません。

d. 当該出願に関し日本国特許庁において審査の着手がされていない。

## ②特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申出において提出すべき書類

「早期審査に関する事情説明書」に添付して、次の a.~d. の書類を提出する必要があります。

ります。「早期審査に関する事情説明書」は英語でなく日本語で記載されなければなりません。以下に記載されているように、これらの書類の提出を省略することができる場合がありますが、この場合であっても、【早期審査に関する事情説明】中に提出を省略する書類名を記載する必要はありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照下さい。)

a. オフィスアクションの写し

(i) シンガポール出願が地元ルートまたは混成ルートでシンガポール知財庁に出願された場合、シンガポール知財庁の名の下に審査が行われた対応シンガポール出願について出された全てのオフィスアクション<sup>1</sup>の写し。

(ii) シンガポール出願が外国ルートでシンガポール知財庁に出願された場合、シンガポール特許法で参照される所定庁のうち韓国知財庁、英国知財庁、米国特許商標庁に出願された関連出願に対して所定庁が出した全てのオフィスアクションの写し。所定庁が韓国知財庁又は米国特許商標庁である場合、オフィスアクションがドシエアクセスシステム(PAIR 及び K-PION)から入手可能なときは、それらを提出する必要はありません。

韓国知財庁が所定庁である場合、オフィスアクションの翻訳文が K-PION から入手可能でないときは、翻訳文も提出する必要があります。翻訳文は英語でも日本語でも結構です。

b. 特許可能との判断を受けた請求項の写し

(i) シンガポール出願が地元ルートまたは混成ルートでシンガポール知財庁に出願された場合、シンガポール知財庁の名の下に行われた実体審査においてシンガポール知財庁により特許可能との判断を受けた全ての請求項の写し。

(ii) シンガポール出願が外国ルートでシンガポール知財庁に出願された場合、シンガポール特許法で参照される所定庁のうち韓国知財庁、英国知財庁又は米国特許商標庁から受け入れた審査結果に基づき、シンガポール知財庁により特許が付与された全ての請求項の写しと、前述の所定庁の対応出願に関する全ての所定情報の写し。

所定庁が韓国知財庁又は米国特許商標庁である場合、特許可能と判断された請求項がドシエアクセスシステム(PAIR 及び K-PION)から入手可能なときは、それらを提出する必要はありません。

韓国知財庁が所定庁である場合、特許可能と判断された請求項の翻訳文が K-PION から入手可能でないときは、翻訳文も提出する必要があります。翻訳文は英語でも日本語でも結構です。

c. 審査官が引用した文献の写し

---

<sup>1</sup> オフィスアクションとは、特許庁審査官から出願人に送付された実体審査関連書類です。

引用文献が特許文献であれば、通常日本国特許庁が有していますので、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が有していない文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。なお、特許文献であっても非特許文献であっても、翻訳の提出は不要です。

#### d. 請求項対応表

当該出願の全ての請求項と、シンガポール出願で特許可能との判断を受けた請求項とが十分に対応することを示す、請求項対応表を提出してください。シンガポール出願が外国ルートで出願された場合、当該出願の全ての請求項と所定庁で特許可能との判断を受けた請求項との対応を示す、請求項対応表も提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を記入するのみで結構です。請求項に単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記①c.に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明して下さい(記入例をご参照下さい)。請求項対応表を記述する言語は日本語でも英語でも結構です。

なお、上記 a～d の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用する旨を明示することにより当該書類の添付の省略が可能です。

上記要件①、②を満たさない場合には、「2. 先行技術の開示及び対比説明」の省略が認められないため、早期審査の対象案件とは認められません。その場合には、特許庁より理由を付して出願人(代理人)に連絡いたします。

## **2. 特許審査ハイウェイ試行プログラムを利用する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領**

### (1) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

本出願が、①a. の(i)～(iii)のいずれかに該当する出願であり、特許審査ハイウェイ試行プログラムによる早期審査の申出を行う旨、記載して下さい。また、対応するシンガポール出願の出願番号を記載して下さい。

シンガポール出願が外国ルートで出願されている場合、シンガポール特許法で参照される所定庁である KIPO、UK-IPO 又は USPTO の対応する出願の出願番号を出願人は提示しなければならない。

※特許可能と判断された請求項を含む出願と、(i)～(iii)に該当する出願が異なる場合（例えば、優先権主張の基礎となる出願の分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合）、特許可能との判断がなされた出願の出願番号と、(i)～(iii)に該当する出願との関係も記載してください。

### (2) 添付物件の記載要領

上記②に示す提出すべき書類を、物件毎に項目分けして記載して下さい。提出が省略可能な書類についても、全ての提出すべき書類を日付などにより特定できる形で添付物件の項目に記載してください。

### (3) 記入様式について

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続によって異なりますので、記入の際には各記入様式を参考にしてください。オンライン手続の場合の早期審査様式1及び書面手続の場合の早期審査様式2は、それぞれ「早期審査・審理ガイドライン」の27ページ及び28－29ページに記載されています。

オンライン手続の記入例は下記にあるとおりです。

## オンライン手続の場合の記入例(地元ルート及び混成ルートの場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 平成00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 0000-000000

【提出者】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願はシンガポール知的財産庁への出願(特許出願番号0000000)をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申請を行うものである。

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p.123-127」である。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

提出を省略する物件を記載してください。

(提出を省略する物件)

(物件名) 対応シンガポール出願の特許公報であるシンガポール特許第00000号公報

(物件名) 対応シンガポール出願に対して引用されたドイツ出願公開00000号公報

(物件名) 対応シンガポール出願に対して引用された日本国特許第00000号公報

【提出物件の目録】

【物件名】 シンガポール出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の対応シンガポール出願に対する調査報告書の写し 1

【物件名】 \*\*年\*\*月\*\*日付の対応シンガポール出願に対する審査報告書の写し 1

【物件名】 引用非特許文献1 1

添付する物件を記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 シンガポール出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	シンガポールで特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、シンガポールの請求項1にAという構成を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【内容】

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

当該書類の写しを添付してください。

⋮  
⋮  
⋮

## オンライン手続の場合の記入例(外国ルートの場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 平成00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 0000-000000

【提出者】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願はシンガポール知的財産庁への出願(特許出願番号0000000)をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申請を行うものである。そして、当該シンガポール出願は、所定庁である米国特許商標庁への出願(出願番号00/000000)の審査結果に基づき特許が付与されている。

シンガポール出願が外国ルートで出願されている場合、シンガポール特許法で参照される所定庁であるKIPO、UK-IPO又はUSPTOの対応する出願の出願番号を出願人は提示しなければならない。

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p.123-127」である。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1.事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

提出を省略する物件を記載してください。

(提出を省略する物件)

(物件名)\*\*年\*\*月\*\*日付の対応米国出願に対するファースト・オフィス・アクションの写し

(物件名)\*\*年\*\*月\*\*日付の対応米国出願に対する特許許可通知の写し

(物件名)\*\*年\*\*月\*\*日付の対応米国出願の特許請求の範囲の補正書の写し

(物件名)対応米国出願に対して引用された米国特許第000000号公報

(物件名)対応米国出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

【提出物件の目録】

【物件名】シンガポール出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】所定庁出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】引用非特許文献1 1

添付する物件を記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 シンガポール出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	シンガポールで特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、シンガポールの請求項1にAという構成を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【内容】

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

当該書類の写しを添付してください。

シンガポール出願が外国ルートで出願されている場合、出願人は日本国出願の全ての請求項と、所定庁出願で特許可能とされた請求項との対応を示す表も提出しなければならない。

【物件名】 所定庁出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

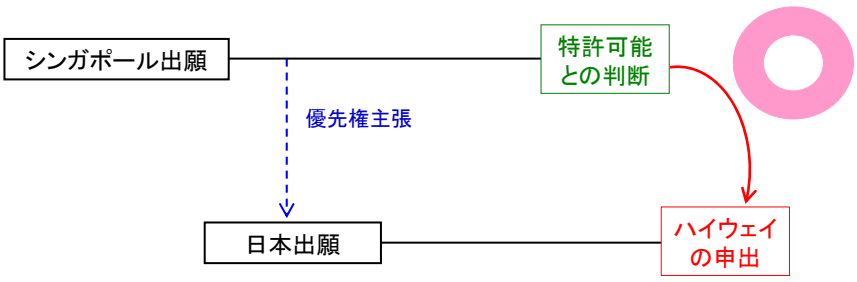
本出願の請求項	所定庁で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、所定庁の請求項1にAという構成を付加したものである。

### オンライン手続きの場合の注意点

- (1) 【添付物件】の【内容】は、テキスト又はイメージの添付に対応しておりますが、罫線には対応しておりません。対応表はイメージまたは罫線なしのテキストのみにより記入してください。
- (2) 【提出物件の目録】と【添付物件】の【物件名】には同じ名前をつけてください。
- (3) 【物件名】は、50文字以内としてください。物件名の途中にスペースは使えません。スペースを記入する必要がある場合には、物件名は例えば「提出物件1」などとして、正確な提出物件名は「1. 事情」の欄に記入ください。
- (4) 特許庁に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載して下さい。援用する物件に限っては、【添付物件】に【物件名】や【内容】を記載しないでください。（システムエラーとなります。）

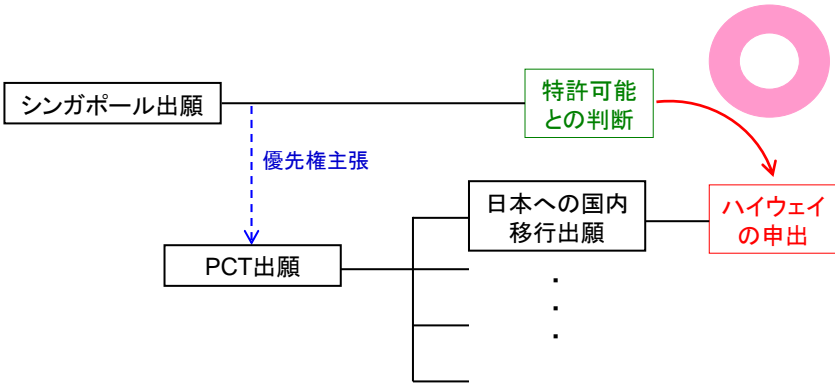
A

要件 a. (i)を満たす事例  
- パリルート -



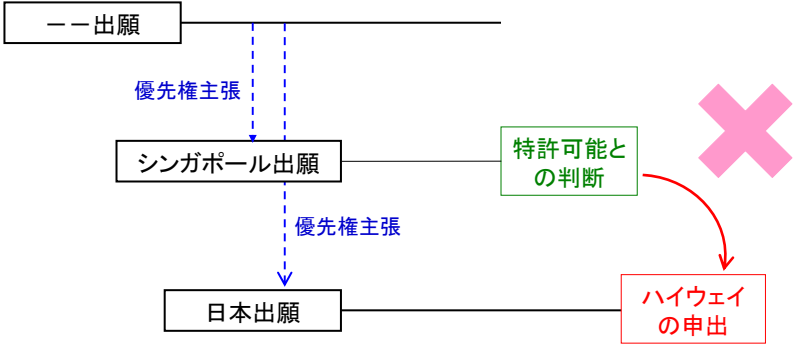
B

要件 a. (i)を満たす事例  
- PCTルート -



C

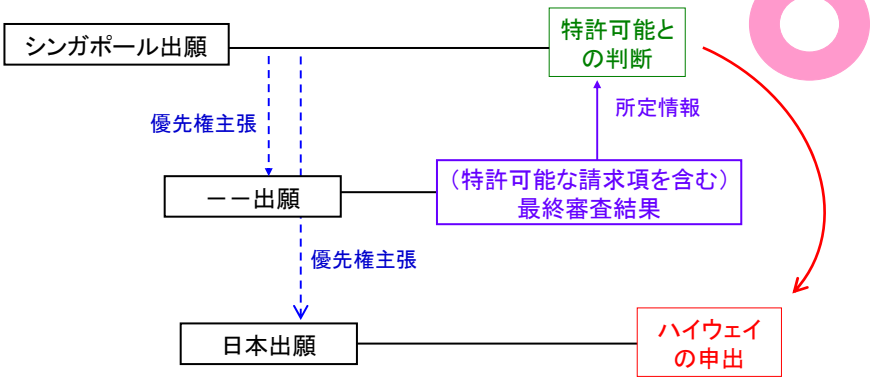
要件 a. (i) を満たさない事例  
- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



--- : シンガポール以外の国

C'

要件 a. (i) を満たす事例  
- 所定庁であるKIPO、UK-IPO又はUSPTOの審査結果をシンガポール出願が受け入れた場合 -

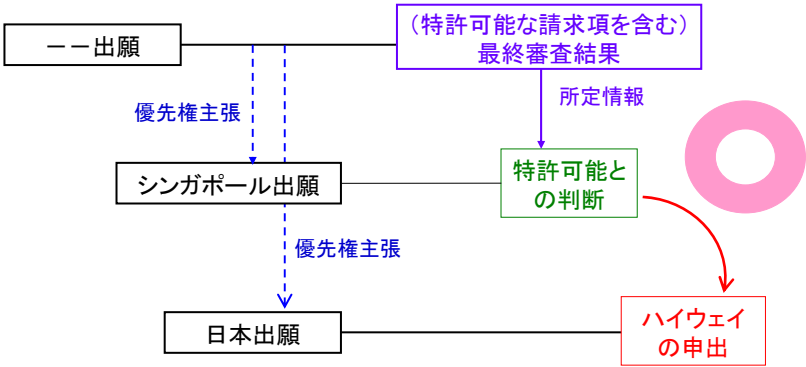


--- : 所定庁のうち韓国、英国、米国のいずれか

C''

### 要件 a. (i) を満たす事例

- 所定庁であるKIPO、UK-IPO又はUSPTOの審査結果をシンガポール出願が受け入れた場合 -

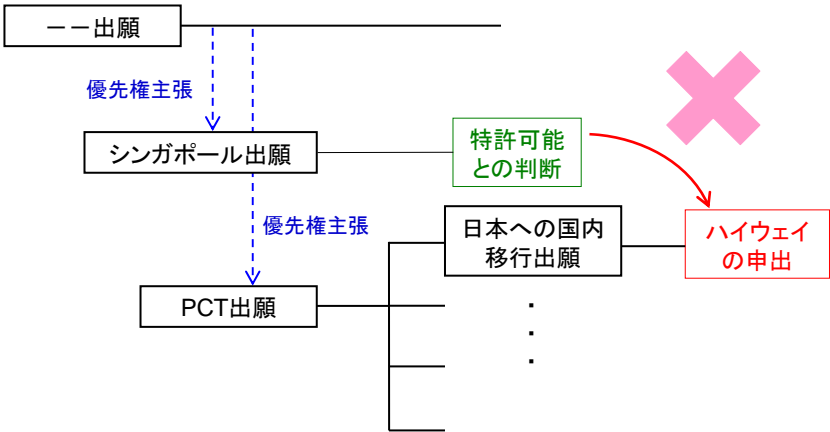


--- : 所定庁のうち韓国、英国、米国のいずれか

D

### 要件 a. (i) を満たさない事例

- PCTルート： 第三国出願に基づく優先権主張 -

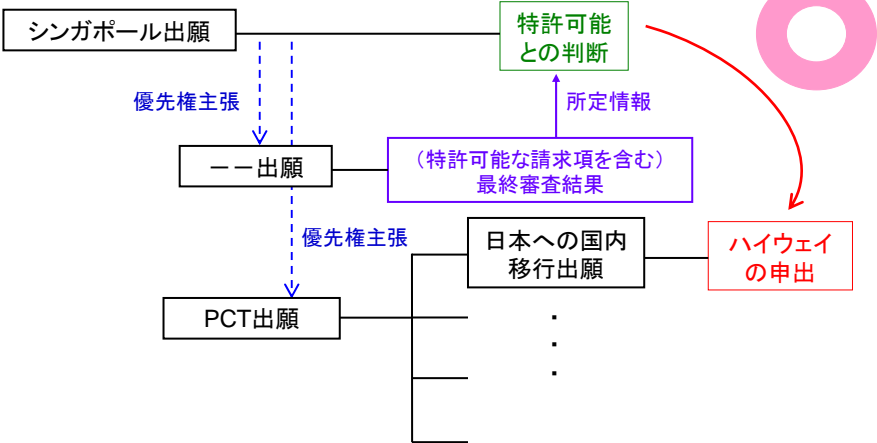


--- : シンガポール以外の国

D'

### 要件 a. (i) を満たす事例

-所定庁であるKIPO、UK-IPO又はUSPTOの審査結果を  
シンガポール出願が受け入れた場合-

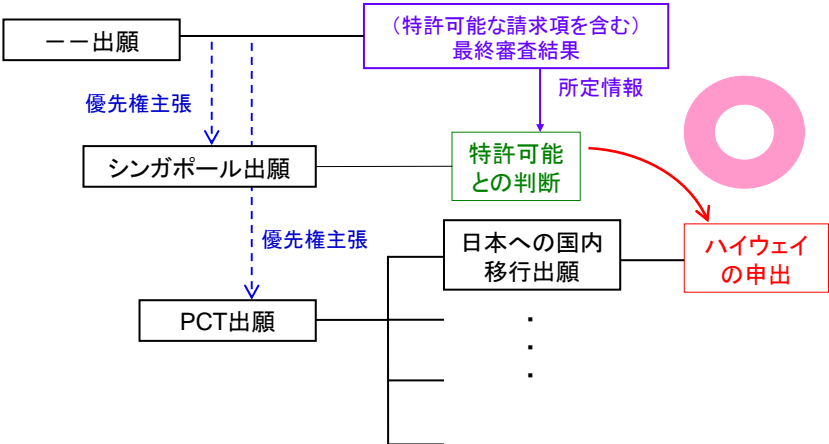


---：所定庁のうち韓国、英国、米国のいずれか

D''

### 要件 a. (i) を満たす事例

-所定庁であるKIPO、UK-IPO又はUSPTOの審査結果を  
シンガポール出願が受け入れた場合-

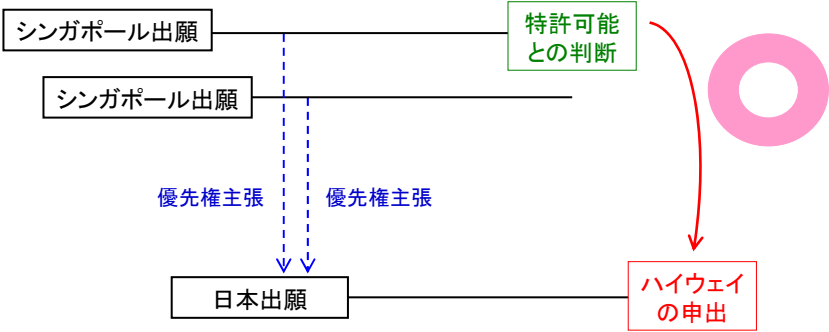


---：所定庁のうち韓国、英国、米国のいずれか

E

要件 a. (i)を満たす事例

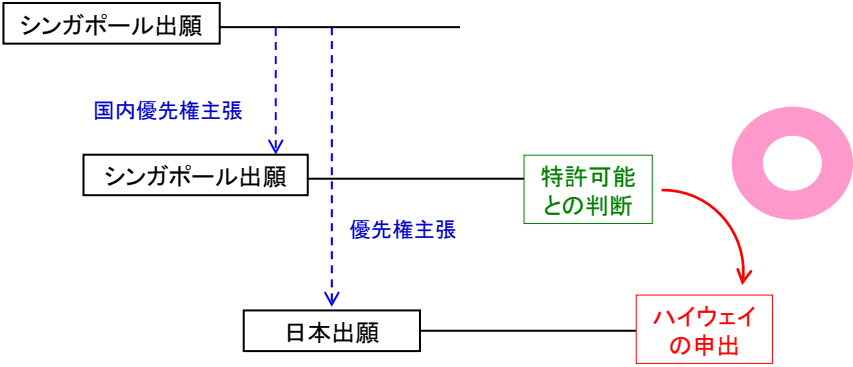
- パリルート：複数のシンガポール出願に基づく優先権主張 -



F

要件 a. (i)を満たす事例

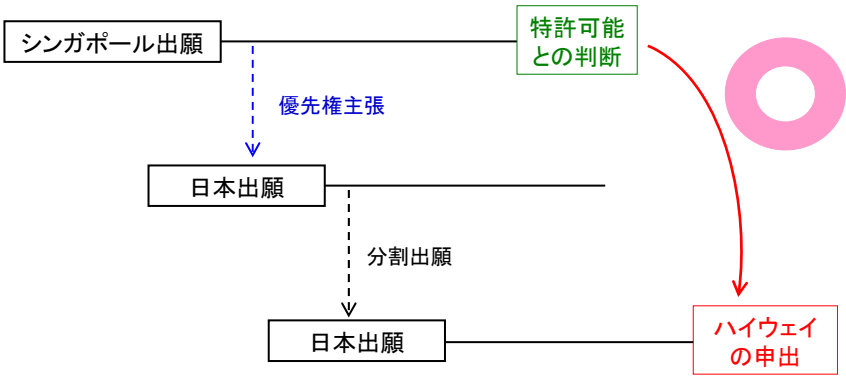
- パリルート：国内優先権主張 -



G

要件 a. (i)を満たす事例

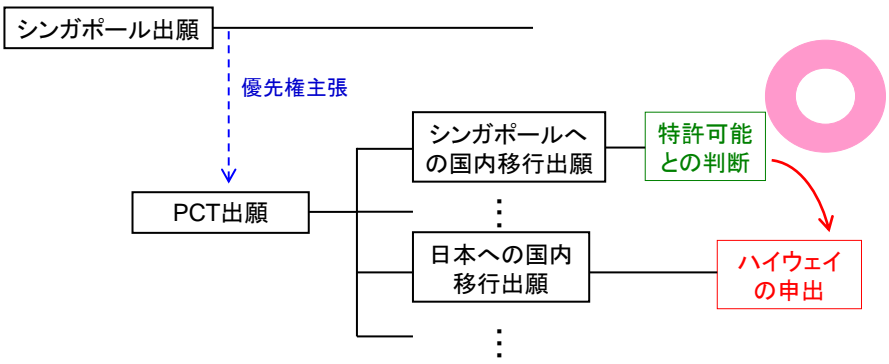
- パリルート: 分割出願 -



H

要件 a. (i)を満たす事例

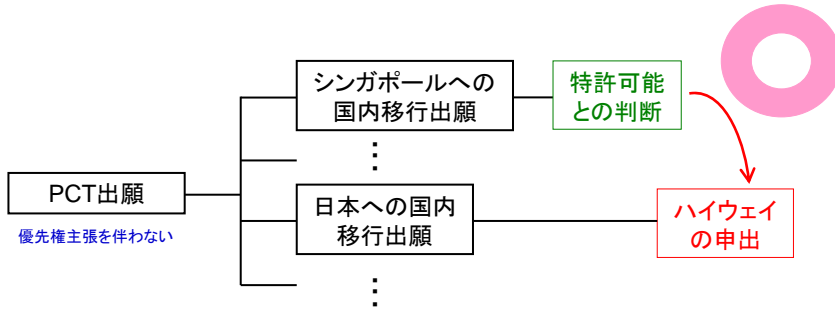
- PCTルート: シンガポールへの国内移行出願との関係 -



I

### 要件 a. (ii)を満たす事例

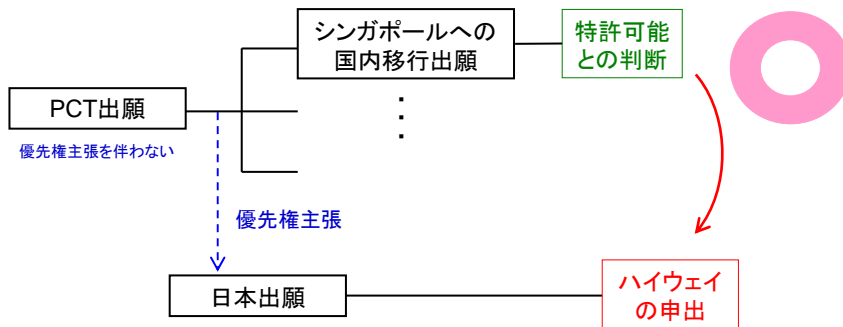
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



J

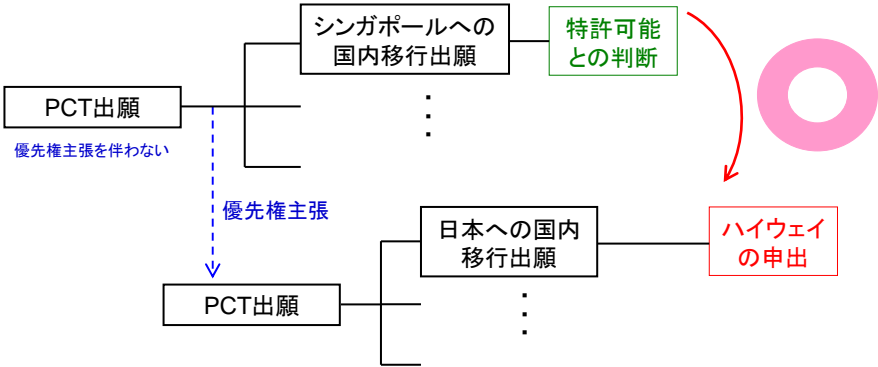
### 要件 a. (iii)を満たす事例

- パリルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



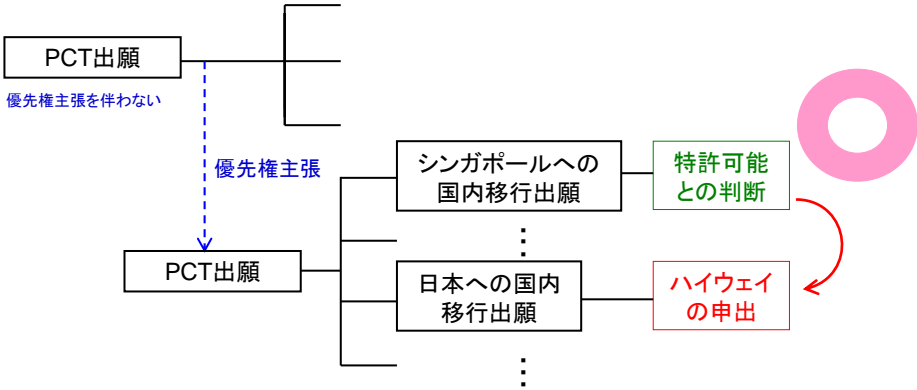
K

要件 a. (iii)を満たす事例  
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



L

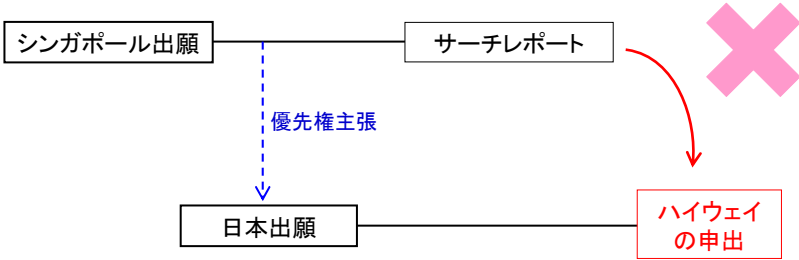
要件 a. (iii)を満たす事例  
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



M

### 要件 b.を満たさない事例

- サーチレポートに基づく申出 -



N

### 要件 d.を満たさない事例

- ハイウェイの申出前に日本国特許庁が審査着手 -

